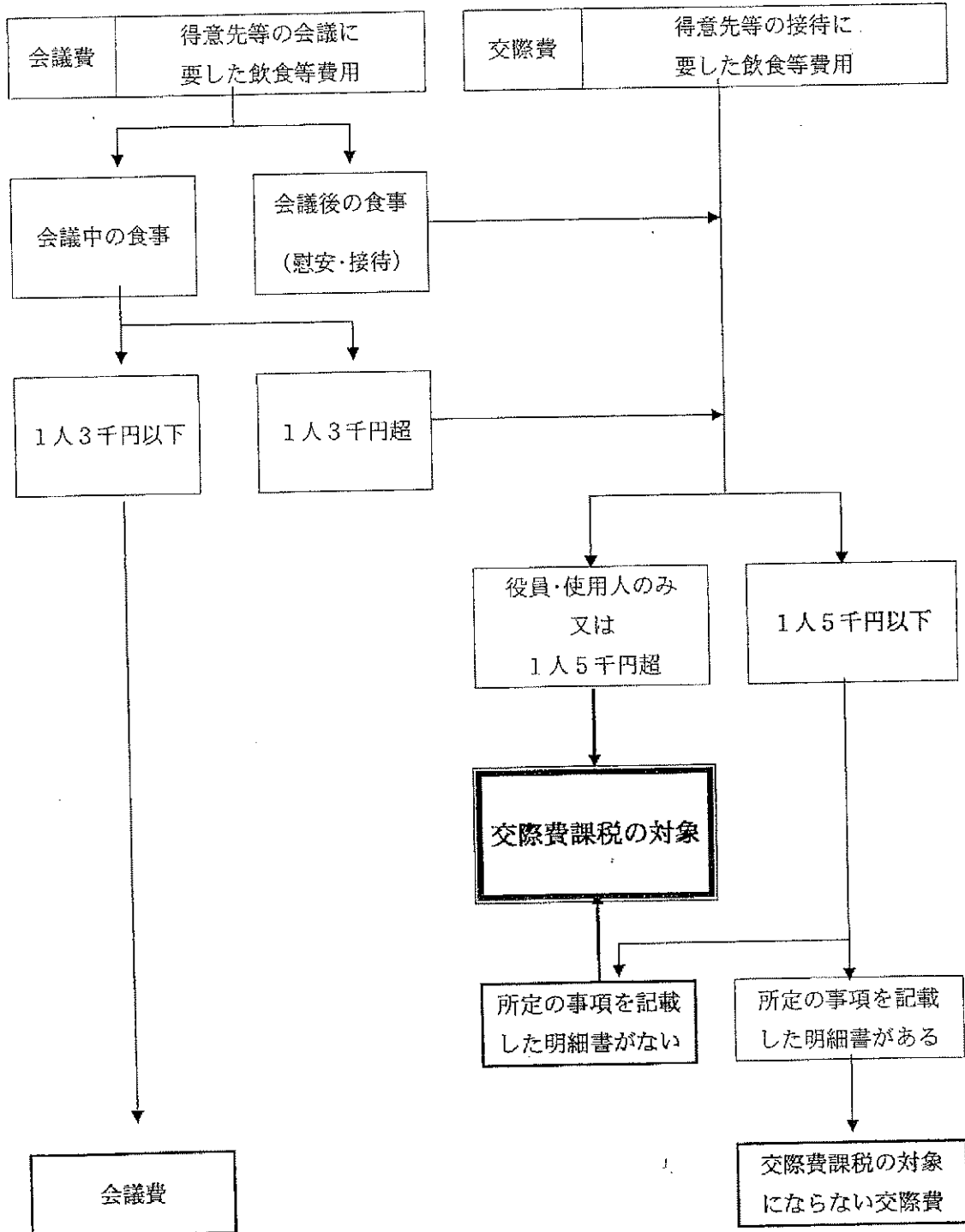


法人税法上の飲食等費用の取扱い



- ※ 1人3千円以下の飲食代ならば、必ず会議費になるというものではありません。
- ※ 1人5千円以下の接待等に要した飲食等費用を、交際費課税の対象から除外するためには、所定の事項を記載した明細書の保存が必要です。